

## 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置及び資質の向上並びに教育環境の整備に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

教材購入費、図書購入費及びICT環境整備費等が義務教育費国庫負担制度の対象外となり、一般財源で措置されていることは、都道府県間で学校における教育の情報化等の教育環境整備に係る格差が生じている一因となっている。このような都道府県間格差を解消し、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその対象の拡大、更にはその増額が必要である。

地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

## 子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数 改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備の一つである。

しかしながら、本県を含む我が国の1クラス当たりの児童生徒数は、国際的な比較において高い水準にある。

教職員が心身共にゆとりを持って一人ひとりの子どもたちと向き合い、日々の教育活動に取り組むことは、子どもたちの豊かな学びを保障するための基盤となるものである。

また、我が国の教育機関に対する公財政支出は国際的に低い状況にあるが、山積する教育課題を解決し、子どもたちの豊かな学びを保障するためには、必要な予算を措置し、教育環境の整備を進めていくことが必要である。

よって、本県議会は、国において、子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

## 子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援 に関する制度の拡充を求める意見書案

厚生労働省の平成 28 年国民生活基礎調査によると、「子どもの貧困率」は 13.9%となり、およそ子ども 7 人に 1 人の割合で貧困状態にあると言える。

平成 26 年 1 月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、また、政府は、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、同大綱において、教育の支援について、「『学校』を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。」という基本的な方針が示された。

学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策を推進するに当たっては、教育相談などの機能を充実させる取組や、関係機関と連携して支援を行う取組などが今以上に進められていくことが求められている。

また、全ての意欲ある生徒が安心して教育を受けられるようにするためには就学及び修学支援に関する制度の充実が必要であり、平成 29 年度の給付型奨学金制度の創設や本年度の生活保護法の改正に伴う大学等進学者に対する進学準備給付金の創設、令和 2 年 4 月からの私立高校等に通う生徒の就学支援金の上限額の引上げなどの制度改正が行われているが、今後も制度の更なる拡充が求められるところである。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策をより一層推進されるとともに、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣 (少子化対策)

財務大臣

文部科学大臣

## 学校における防災対策の充実を求める意見書案

地震活動の長期評価を行っている政府の地震調査研究推進本部は、平成31年1月1日を算定基準日とする、今後30年以内におけるM8～M9クラスの南海トラフ巨大地震の発生確率を70%～80%としている。また、南海トラフ巨大地震が発生した場合、多くの避難者が発生することが想定されている。

学校施設は、児童生徒が学習する場であるにとどまらず、本県内の公立学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、避難所に指定された学校施設においては、避難者の生活を支えるトイレや自家発電設備の設置、飲料水の確保などが重要であるが、学校における防災関係施設・設備の設置率は都道府県によってばらつきがあり、本県においても十分とはいえず、更なる拡充が求められる。

また、現在、公立学校施設における校舎等の建物の耐震化は完了している一方、屋内運動場等の天井等の落下防止対策などは不十分な状況にあり、引き続き推進していく必要がある。

よって、本県議会は、国において、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の充実に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣 (防災)

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣